

平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針

平成29年6月13日

熊本県教育委員会

1 入試制度の大枠

平成30年度の入試制度は、前期（特色）選抜、後期（一般）選抜、二次募集及び中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜とする。

2 前期（特色）選抜

(1) 趣旨

ア 受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。

イ 実施する学校においては、それぞれの特色に応じた選抜を行うことで、特色化を積極的に進める。

(2) 実施学科等

普通科の第1学年から定員を定めて募集するコース（以下、「コース」という。）、専門学科及び総合学科のうち、希望する学科・コース。ただし、中高一貫教育（連携型）を行う高等学校を除く。

(3) 出願資格

入学を志願できる者は、次のア、イをともに満たしていることを中学校又はこれに準じる学校（以下、「中学校」という。）の校長が確認した者で、かつ、ウ～オのいずれかに該当する者とする。

ア 前期（特色）選抜において、各高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者

イ 合格した場合は、必ず入学する者

ウ 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者

エ 平成30年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

オ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(4) 募集人員

募集定員の50パーセント以内の範囲で当該高等学校長が定める。

(5) 通学区域

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則による。

(6) 選抜方法等

ア 選抜方法

(ア) 選抜方法は、学校独自検査とする。

(イ) 前期（特色）選抜を実施する高等学校長は、あらかじめ前期（特色）選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

イ 学校独自検査

(ア) 学校独自検査とは、面接、小論文、実技検査、実験、自己表現、総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、学校が独自に行う検査をいう。

(イ) 学校独自検査は、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面をより積極的に評価するための検査となるよう、選抜方法等について創意工夫する。なお、学力検査は実施しない。

(7) 前期（特色）選抜の日程

出願期間 平成30年1月19日（金）～1月24日（水）正午

実施日 平成30年2月1日（木）

選抜結果通知 平成30年2月9日（金）

(8) 選抜方法等の周知

前期（特色）選抜を実施する高等学校長は、前期（特色）選抜で自校が重視する観点、募集人員、検査内容、具体的な選抜方法等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。

3 中高一貫教育（連携型）に係る高等学校入学者選抜

(1) 実施する高等学校及び募集人員

中高一貫教育（連携型）を行う高等学校で実施し、募集人員は当該高等学校の募集定員の範囲内で当該高等学校長が定める。

(2) 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たす者とする。

ア 平成30年3月に、当該高等学校との間で中高一貫教育（連携型）を行っている中学校を卒業する見込みの者で、合格した場合必ず入学する者

イ 中高一貫教育（連携型）を行っている中学校での学習を踏まえ、当該高等学校における学習に対する意欲と目的意識を持っている者

(3) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。

なお、課題については、当該高等学校長はあらかじめ当該中学校長に通知する。

また、選抜基準は当該高等学校長が定める。

(4) 中高一貫教育（連携型）に係る高等学校入学者選抜の日程

出願期間 平成30年1月19日（金）～1月24日（水）正午

実施日 平成30年2月1日（木）

選抜結果通知 平成30年2月9日（金）

4 後期（一般）選抜

(1) 趣旨

受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

(2) 実施学科等

全日制課程及び定時制課程の全学科・コース。

(3) 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次のア～ウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者

イ 平成30年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(4) 募集人員

募集人員は、募集定員から前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数とする。ただし、中高一貫教育（連携型）を行う高等学校において定員が充足した場合は、若干名を募集人員とする。また、中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

(5) 選抜方法等

ア 入学者の選抜は、調査書の記録及び学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

イ 選抜方法は、次の手順による。

(ア) 各受検者について、学力検査を行った5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。なお、得点の特別処理を適用する学科・コースにおいては、当該教科の検査得点を2倍して、他の教科の検査得点と合計し、合計点の高い順に順位をつける。

(イ) 調査書の評定については、次の①～③の手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。

① 学力検査を行う5教科（国語、社会、数学、理科、英語）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その合計点を、学力検査の得点を用いて補正する。

(別表を参照)

② 学力検査を行わない4教科(音楽、美術、保健体育、技術・家庭)については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計する。

③ ①で補正した5教科の合計点に、②の4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

(ウ) 受検者の中で、(ア)の学力検査の順位、(イ)の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。

(エ) 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、各高等学校長は、選考の選抜基準を定め、第1選考の合格者以外の者の中から残りの合格者を決定する。

(6) 学校選択問題

県教育委員会は、数学及び英語の学力検査において、学校選択問題を作成する。各高等学校長はその中から、自校の受検者が解答する問題を指定する。

なお、英語の学校選択問題についてはリスニングテストも含む。

(7) 後期(一般)選抜の日程

出願期間 平成30年2月13日(火)～2月16日(金)正午

実施日 平成30年3月7日(水)、3月8日(木)

合格者発表日 平成30年3月14日(水)

(8) 通学区域

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則による。

5 二次募集

(1) 二次募集を実施する学校、学科・コース

全日制課程及び定時制課程において、合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

(2) 定時制課程における実施要項

定時制課程における実施要項は、当該高等学校長が定める。

6 その他

(1) 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置について

ア 対象者

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

(ア) 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年4月1日以降に帰国した者

- (イ) 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年4月1日以降に入国した者
- (ウ) 海外帰国生徒で、原則として、在外教育施設（日本人学校等）以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成27年4月1日以降に帰国した者

イ 特別措置の内容

- (ア) 5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。
- (イ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

ウ 海外帰国生徒等の特別措置は、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、入学を許可し得る数は、各高等学校の募集人員枠内で若干名とする。

(2) 定時制課程における成人の特別措置について

ア 後期（一般）選抜における定時制課程の志願者で、満20歳以上の者のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施することとする。（以下、「成人特別措置」という。）

イ 成人特別措置による作文及び面接は、当該高等学校において実施する。

ウ 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

エ 成人特別措置により受検した者は、全日制課程の二次募集に出願することができない。

(3) 身体に障がいがある受検者への配慮事項について

高等学校長は、身体に障がいがあるため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

(4) 全日制課程の二次募集における面接の実施について

二次募集を実施する高等学校長は、出願者に対して、当該高等学校で面接を実施することができるものとする。

(5) 郵送による個人情報の提供について

ア 後期（一般）選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点については、出願者の希望があれば、郵送により情報提供をすることができる。

イ 個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願及び返信用封筒（出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手392円分を添付すること。）を、入学願とともに出願先の高等学校長に提出すること。

ウ 各高等学校長は、平成30年3月23日（金）から3月28日（水）の間に、個

人情報の提供を希望した出願者本人あて簡易書留にて発送すること。

- (6) 高等学校の通信制課程及び専攻科については、当該学校長は、県教育委員会の承認を受けて、入学者選抜要項を定めるものとする。

【別表】

得点 評定	50 48	47 45	44 42	41 39	38 36	35 33	32 30	29 27	26 24	23 21	20 18	17 15	14 12	11 9	8 6	5 3	2 0
20	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12
19	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12
18	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
17	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
16	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10
15	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10
14	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
13	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
12	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
11	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8
10	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7
9	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7
8	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6
7	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6
6	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
5	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5
4	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4